



田原市 学校教育振興計画

2026－2030



田原市教育委員会



子どもたち一人一人は、
無限の可能性をもった輝く存在です。

宝石の原石のように、その光を引き出せば、
誰もが、唯一無二の輝きを放ちます。

また、生まれたばかりの星のように、
成長とともに、その輝きを増していきます。

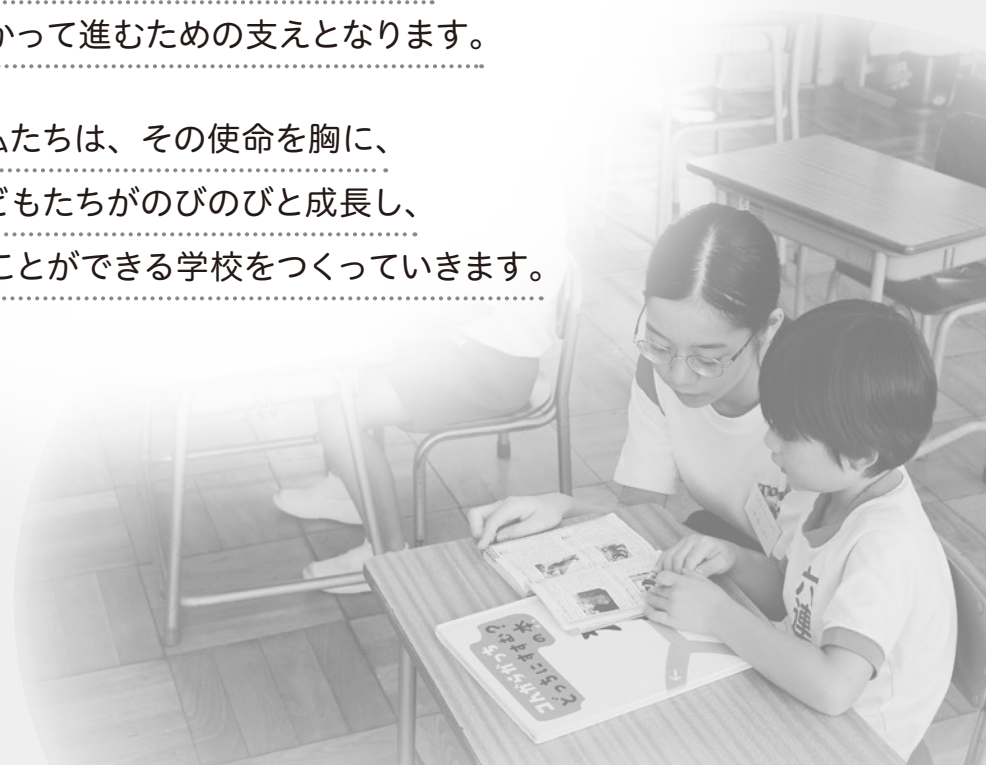
子どもたちが、きらりと輝く宝石となるのか、
きらりと輝く星となるのか。

家庭、地域、学校の大人の温かい手が加わることで、
子どもたちは、自分らしく輝き始めます。

子どもたち一人一人の個性を大切にし、
その才能を最大限に伸ばすことが、学校の使命です。

学校は、子どもたちが自信をもち、
夢に向かって進むための支えとなります。

私たちは、その使命を胸に、
子どもたちがのびのびと成長し、
輝きを放つことができる学校をつくっていきます。



はじめに

「親が子どもに教えなければならないのは『転ばない方法』ではなく
むしろ人間は転んでも 何度だって立ち上がれるということじゃないか!？」

この言葉は、2000年に宝島社から発行された羽海野チカさん作による漫画「ハチミツとクローバー」の中で語られたものです。「ハチミツとクローバー」は、美術大学を舞台とした青春漫画で、自分の才能や生き方について迷う若者たちの姿の描写が秀逸だとしてコミック化やテレビドラマ化、映画化され、話題となりました。この言葉は、発行から四半世紀が経つものではありませんが、現在、子育て中の保護者の皆様に、まだまだ示唆を与える十分な力があると私は思っています。

さて、私たちが生きる現在の世の中は、国際化やグローバル化が急速に進み、パソコンやスマートフォンなどのIT機器の普及、さらにはビッグデータやAI(人工知能)の活用などにより、10年前では考えられなかったような激しい変化が起きていると言われていています。このような社会の流れは、専門家が「これから10年程度で、現在ある職業の半数近くが自動化される。」「現在、小学生でいる者の6割以上は、大学卒業時には、小学生の頃には存在していなかった職業に就くだろう。」などと指摘するように、今後、さらに加速する可能性があります。そのため、これからの社会を生きる子どもたちには、このような変化を前向きに受け止め、それを乗り越え、よりよい人生を切り拓いていく力が求められます。

文部科学省は、子どもたちがそのような力を身につけられるように、2020年度から新しい学習指導要領をスタートさせました。そこで最重要視されたのは「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善です。具体的には、「学ぶことは楽しい」を前提として、従来の講義型・知識伝達型という授業から脱却し、探究型・対話型といえる授業を目指すことです。現在、市内の各学校は、新しい学習指導要領と真摯に向き合い、それが示す授業改善に向けて様々な取組を進めています。ただ、この探究型・対話型への授業改善は、学校だけで完結することはできません。学校の授業で学んだことを日常生活で活用したり、家庭や地域での経験を学校の授業や学校生活に生かしたりすることが重要となることから、家庭や地域の皆様のお力添えがどうしても必要です。学校は今、コミュニティ・スクールに代表されるように、「地域に開かれた学校」からさらに一歩進んだ「地域とともにある学校」を目指しています。学校は、地域コミュニティの核であることを十分に自覚し、家庭や地域の皆様にとって宝物である子どもたちの育成に全力を尽くします。

最後になりますが、田原市教育委員会は本計画の策定を受け、これから令和12年度にかけて、本計画に示された内容の実践を行います。スローガンにあるように、ふるさと田原の学校で子どもたちが輝けるよう最善の努力をいたしますので、市民の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

令和8年3月

田原市教育委員会 教育長 伊藤 正徳

目次 Contents

第1章

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と背景 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 3
- 4 現状の分析 3

第2章

目指す方向性

- 1 スローガン 6
- 2 重点目標 7

第3章

具体的な取組

- 1 ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ田原の子の育成のために 12
- 2 自他を思いやる心を持ち、共に支え合う田原の子の育成のために 19
- 3 心身ともに健やかで、たくましく生きる田原の子の育成のために 22
- 4 夢を持ち、社会の役に立とうとする田原の子の育成のために 25
- 5 未来を生き抜く主体性と協働性をもった
田原の子を育てる学校の実現のために 27
- 6 家庭・地域と共に田原の子を育てる学校の実現のために 29

- 参考資料 31

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

- ◆ 田原市では、平成22年3月に策定した「田原市教育振興基本計画」に基づき、「ふるさとに学び 人がつなぐ 田原の人づくり」を基本理念として学校教育の振興に取り組んできました。また、平成26年3月には、田原市教育振興基本計画の緊急課題対応プランを定め、学校教育が直面する「いじめ・不登校問題」への対応と取組を明確化しました。
- ◆ 一方、平成26年6月に成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、「教育大綱を策定するもの」とする規定が盛り込まれました。これを受け、田原市では平成28年3月に「田原市総合教育大綱」と「田原市学校教育振興計画2016-2020」を策定し、さらに令和3年には、「田原市学校教育振興計画2021-2025」を策定しています。
- ◆ 「田原市学校教育振興計画2021-2025」の期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化といった、将来の予測が困難な時代を象徴する事態が発生しました。加えて、グローバル化¹の進展や生成AI²をはじめとするICT³技術の革新により、子どもたちを取り巻く社会は急速に変化しています。この変化は今後さらに加速すると考えられ、未来を見据えた教育の重要性が高まっています。
- ◆ こうした社会の変化に対応し、子どもたちが主体的に生き抜く力を育むため、学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」のさらなる充実が必要です。子どもたちには、様々な課題に対し、自ら考え、判断し、行動する力、そして、その行動を振り返り、何度も挑戦することで、より良い状態を目指し、創造していく力が求められています。
- ◆ また、少子化の進行、家族形態や価値観の多様化、地域社会における人間関係の希薄化などの影響により、子どもたちの人との関わりや実体験の機会が減少しています。人は、他者との関わりや体験を通じて思考を深め、人生で大切なことや価値観を学んでいきます。そのため、2023年に施行された「こども基本法⁴」の理念に基づき、子どもたちの幸福と健やかな成長を社会全体で支えるため、学校教育においては、家庭や地域との連携を強化し、持続可能な教育体制を構築することが求められています。
- ◆ これらの背景を踏まえて、令和8年度からの5年間、田原市が目指す学校教育を振興するための方向性を明らかにし、施策を推進していくため、「田原市総合計画2024-2033」および「田原市総合教育大綱2026-2030」に基づいて、「田原市学校教育振興計画2026-2030」を策定します。

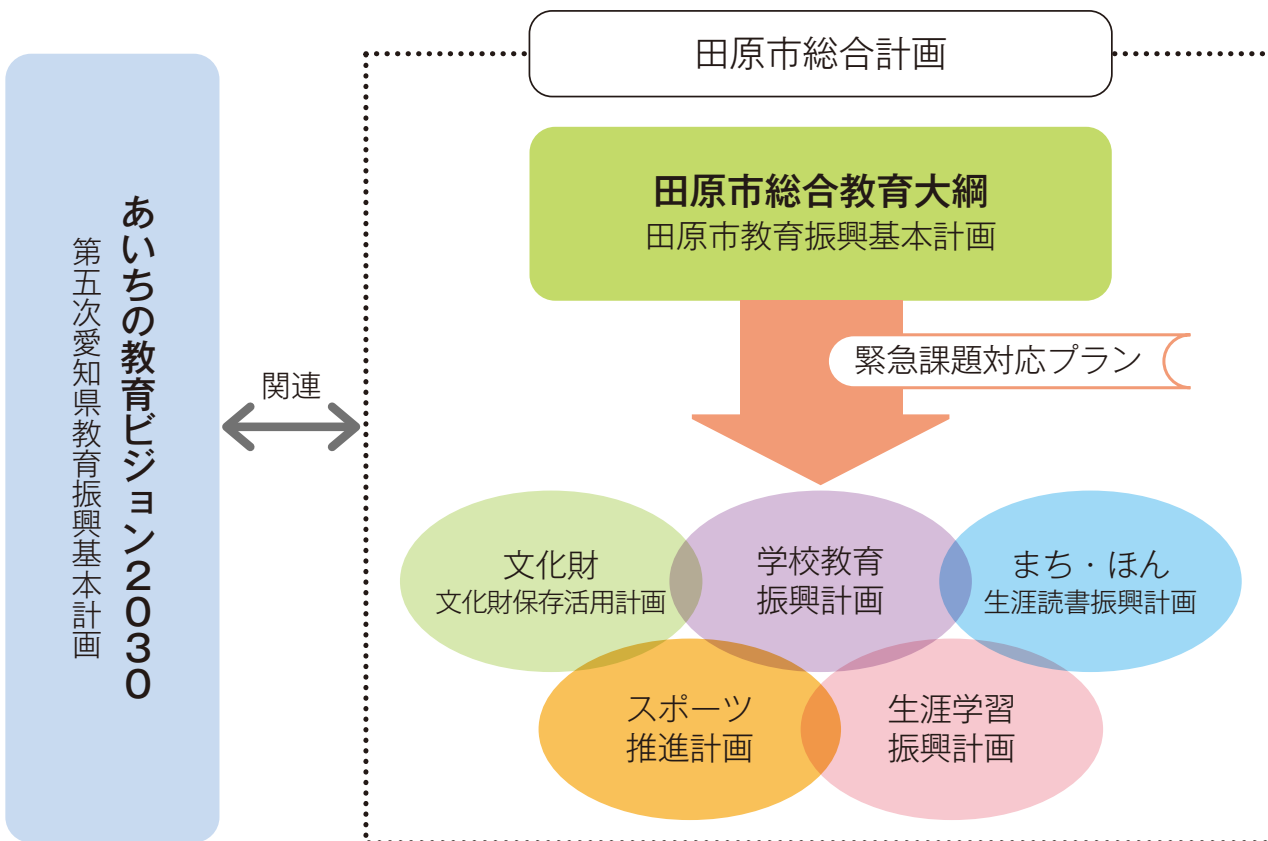
●学校教育に係る経緯

年次	項目	内容など
平成22年	田原市教育振興基本計画策定	●平成28年度までの7年間を期間とし、田原市が目指すべき教育のあり方と取組を提示
平成26年	田原市教育振興基本計画 緊急課題対応プラン策定	●田原の教育が直面する緊急課題を絞り、実践的な対応プランを提示
平成28年	田原市総合教育大綱策定 田原市学校教育振興計画2016-2020策定	●平成28年度からの5年間を期間として、田原市が目指すべき教育のあり方と取組を提示
令和3年	田原市学校教育振興計画2021-2025策定	●令和3年度からの5年間を期間として、田原市が目指すべき教育のあり方と取組を提示
令和8年	田原市学校教育振興計画2026-2030策定	●令和8年度からの5年間を期間として、田原市が目指すべき教育のあり方と取組を提示

2 計画の位置付け

本計画は、「田原市総合計画」や「田原市総合教育大綱」、「田原市教育振興基本計画」を上位計画とする個別計画として位置付け、上位計画の方向性などを踏まえて学校教育振興のための考え方、体系を明らかにするものです。

また、「あいちの教育ビジョン2030」との関連を図ります。



計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、教育環境の変化や計画の進捗状況に対応するため、状況に応じて計画の見直しを行い、計画の実行性を高めます。

4 現状の分析

● 令和の時代となり、田原市の学校教育は、子どもたち一人一人の個性を大切にする「子ども中心の学び」へと着実に歩みを進めてきました。各学校では、授業研究や研修会などを通して、子どもたちが主体的に学ぶ授業改善に取り組んでいます。また、教員に「ふるさと学習⁵⁾」の意識が浸透し、総合的な学習の時間などを活用した地域を題材にした学習も積極的に行われています。さらに、学びのみかた(非常勤講師)⁶⁾や学習指導員⁷⁾などの配置も拡充され、きめ細やかな指導体制が充実してきています。これらの取組の結果、「学校の授業が分かる、楽しい」という子どもたちの声が多く聞かれるようになっていきます。



- 子どもたちの「学びに向かう力」を育むためには、子どもたちが主体的に活動する授業を増やしていくことが必要です。学びは「面白い!」「もっと知りたい!」という純粋な知的好奇心やワクワクする気持ちから始まります。すべての子どもたちにとって、田原市の教育がそのように感じられる場となるように、教員のさらなる研修、研鑽による「子どもたちが主役となる授業づくり」への意識改革と、「誰一人取り残されない教育体制」の一層の整備が求められています。
- 子どもたちが学校の中での学習だけでなく、地域の人々と交流したり、大人の話の聞いたりする機会を増やすことも重要です。積極的に社会との接点を持ち、地域の一員としての役割を実感する学びは、「自分は地域社会に必要な存在であり、学ぶことが郷土への貢献につながる」という深い自己肯定感と郷土愛を育みます。この地域社会との有機的なつながりが、将来、ふるさとを愛し、その発展に貢献できる人材を育成するための土台となります。そのため、地域を題材とした「ふるさと学習」の内容を、一層充実させることが求められています。



計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

- 田原市では、いじめや人間関係のトラブルといった児童生徒指導上の問題に対し、教員、学校関係者、外部の専門機関が「チーム学校⁸」を組み、相談活動や支援を行っています。
- 子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間関係を築くためには、「道徳教育」や「情操教育」といった心の教育を一層充実させることが重要です。これに加えて、人の話をしっかり聞く傾聴力、相手の気持ちに寄り添う共感力、そして自分の考えを伝えるコミュニケーション能力など、人間関係の土台となるスキルを系統的に学べる機会を増やしていくことが必要です。子どもたちが尊重し合い、「ウェルビーイング⁹」を感じることができる教育の実現を目指し、これらの教育を一体的に推進することが求められています。

- 田原市では、休み時間における運動の推奨や、生涯スポーツを意識した「運動好きの子ども」の育成のため、地域住民や専門家を講師に招いたスポーツ集会などを実施しています。また、ふるさと学習や学校給食と関連付けながら、健康教育や食育の取組が行われ、食や健康についての意識の向上につながっています。



- 令和の時代、生活環境の変化により、外で体を動かす機会は大幅に減少しています。運動は、骨や筋肉の発達だけでなく、ストレス解消、集中力の向上、さらには協調性や達成感を育む上で重要です。今後は一層計画的な体力向上への取組や食育の推進が求められています。また、不登校の増加、発達障害の診断を受ける子どもの増加、様々なトラブルに起因する心の病など、子どもたちの心の健康に関する問題は年々複雑化、深刻化しています。学校現場では、一人一人の子どもの心の状態をきめ細やかに把握し、継続的なケアを提供できる体制の充実やレジリエンス¹⁰を体系的に学ぶ機会の提供が求められています。

- 田原市では、職場体験や生き方講演会などを通して、将来の生き方について考える「キャリア教育¹¹」を推進しています。保育園・認定こども園、小中学校、高等学校、特別支援学校などが連携し情報交換を行うことで、子どもたちが成長するそれぞれの段階に応じた、切れ目のない系統的な「キャリア教育」に取り組んでいます。

- 社会の多様化、複雑化が進む令和の時代において、子どもたちは、理想とする生き方や目標達成までの道のりを具体的に想像しにくい状況にあります。そこで、子どもたちが自身の興味や関心に気づき、本当にやりたいことを見つけたり、自分の仕事や自分と社会とのつながりを主体的に考え、決めていく力をつけたりできるように、小中高における系統的な「キャリア教育」や、異校種間での連携した取組を一層充実させていくことが求められています。



- 子どもたちが「自分の行動で周りをより良く変えられる」という思いをもつには、学校での学習を教科書の中だけで完結させず、「自分が学ぶことが社会とどのようにつながっているのか」「自分の力がどのように社会の役に立つのか」を実感できる教育が必要です。実社会の課題や、それに取り組む人々と直接触れ合う機会を増やすことで、子どもたちを「持続可能な社会の創り手」へと育成する教育が求められています。



- 田原市では、少子化により学校の小規模化が進んでいますが、小規模校の強みを活かす教育を推進しています。具体的には「個別最適な学びの深化」「地域連携による教育の充実」そして「小規模学校間連携などによる多様な人間関係の形成」といった取組を進めています。
- 今後のさらなる学校の小規模化に備え、質の高い魅力的な教育活動を展開できるように、小規模校における教育活動の工夫と改善が求められています。

- 田原市では、多くの学校がコミュニティ・スクール¹²(学校運営協議会¹³制度)を導入し、地域住民が学校の教育方針を理解し、支援する活動が活発化しています。また、地域学校協働本部を置くことで、地域学校協働活動¹⁴に積極的に取り組む学校が増え、地域住民の協力を得た多様で質の高い教育活動が展開されています。



- 地域住民の高齢化により、地域のもつ教育力の低下が懸念されています。家庭、地域と共に子どもを育てる理想的な学校の実現のためには、学校が地域に開かれ、保護者や住民が教育に積極的に参画するための「持続可能な仕組みづくり」として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が一層、求められています。コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会が地域住民の意向を踏まえた学校運営の方向性を示し、その方針に基づき地域学校協働活動が展開されることで、教育の質が向上し、子どもたちが地域全体に見守られながら育つ相乗効果が期待されます。



第2章

目指す方向性

1 スローガン

ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子どもも輝く

～ウェルビーイングを高めながら、未来を切り拓き、生き生きと輝く子どもの育成～

田原市のまちづくりの理念「みんなが幸せを実現できるまち」及び上位計画の田原市総合教育大綱、田原市教育振興基本計画が目指す「ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり」を受け、学校では、日々の活動の中で「ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子ども 輝く」をスローガンに、「ウェルビーイングを高めながら、未来を切り拓き、生き生きと輝く子どもの育成」を推進します。

「ふるさと」とは、地域の自然、産業、歴史や伝統文化、そして経験豊かな人材など、地域の「ひと、もの、こと」全てを包括したものです。ふるさとを学び、ふるさとから学ぶことで、主体的な学びが実現し、自ら感じ、考え、行動する力が育っていくと考えます。また、社会と関わりを深めることで、道徳性や社会性が育まれます。学校では、実体験を通して、ふるさとに関する知識を広げ、認識を深める「ふるさと学習」を推進します。

「笑顔いっぱい 子ども 輝く」とは、子どもたちが心から楽しみ、充実した学校生活を送っている様子(ウェルビーイングな状態)を表しています。自己肯定感、自己有用感、主体性などの要素が相互に作用することで、子どもたちは自信に満ち溢れ、瞳を輝かせながら学びに取り組むことができます。また、他者との良好な関係性や、安心できる居場所があることも、笑顔と輝きにつながる重要な要素です。そこで、子どもたちの多様な学びを保障し、一人一人の個性や可能性を引き出す教育を推進し、子どもたちが生き生きと学ぶ姿を実現します。



ふるさとに学び、子どもたちが笑顔いっぱいで輝く取組を通して、「ふるさと田原への愛着心を持ち、地域との関わりを大切にして社会や人のために役立とうとする子」の育成を目指します。また、「夢や希望をもって、自己を高めようとする子」の育成を目指します。そのために学校は、家庭、地域、関係機関と共に、子どもたちを育てていきます。

2 重点目標

◎スローガンをもとに、学校が「目指す子どもの姿」を示します。

【目指す子どもの姿】

- ① ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ田原の子
- ② 自他を思いやる心を持ち、共に支え合う田原の子
- ③ 心身ともに健やかで、たくましく生きる田原の子
- ④ 夢を持ち、社会の役に立とうとする田原の子

◎「目指す子どもの姿」を実現するための重点目標を示します。

重点目標①

● ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ田原の子の育成

学ぶことは、本来、人にとって喜びに満ちた経験であり、できることが増えるたびに大きな達成感が得られます。学びを通して成長を実感し、自身の強みや可能性に気づくことは、さらなる学習への意欲を高め、学力向上の原動力となります。

また、他者との対話や様々な事象との出会いを通して、人は思考を深め、豊かな感性を磨きます。田原市には、長年の経験をもつ人々、息をのむほど美しい自然、そして歴史と伝統文化が息づいています。このような地域社会との積極的な関わりを通して学ぶことは、ふるさとへの深い愛着を育むとともに、自ら感じ、考え、判断し、行動する力を養います。

こうした背景を踏まえ、田原市では、ふるさと教育を重視し、子どもたちが地域社会の一員として主体的に学びを深める学習を推進します。同時に、一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばすための多様な取組を進めることで、生き生きと学び、未来を切り拓く力を備えた子どもたちの育成を目指します。



重点目標②

● 自他を思いやる心を持ち、共に支え合う田原の子の育成

多くの情報機器に囲まれ、オンラインでのコミュニケーションが日常となっている現代において、人間性を育むことの重要性がますます高まっています。具体的には、自他を尊重する心、人を思いやり支え合う心を育てたり、社会の一員としての公共の精神や規範意識を高めたりすることが不可欠です。このような心の育成は、子どもたちが自己を見つめ、より良く生きるための指針となります。

近年、情意的な発達の重要性が再認識され、道徳教育の充実や、体験的な学習活動の重視が強調されています。そこで、田原市では、道徳的な学びや考えを深化させるとともに、豊かな実体験や多様な人々との交流活動を積極的に展開することで、自己を大切にする心と他者を思いやる心を育みます。円滑な人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感を育む中で、子どもたちがウェルビーイングな環境のもと、笑顔で互いに支え合い、共に成長していくことを目指します。

重点目標③

●心身ともに健やかで、たくましく生きる田原の子の育成

心身の健康と安全は、人が生涯にわたり幸福に生きるための基盤です。しかし、現代の子どもたちを取り巻く健康・安全環境は、社会の変化に伴い複雑化しています。メンタルヘルスの課題、運動不足、栄養バランスの偏り、睡眠不足といった生活習慣の乱れに加え、感染症や大規模自然災害のリスクも常に無視できません。近年の教育においては、ウェルビーイングの概念が重視され、身体的な健康だけでなく、精神的な健康や社会的なつながりを含めた総合的な幸福感を育むことが求められています。



また、予測困難な事態に備え、防災教育や安全教育の重要性も高まっています。このような状況を踏まえ、子どもたちが自らの健康を守り、困難な状況にも適切に対応できる力を育むことが求められています。そこで、田原市では、心身の健康教育、食育、体力向上に向けた取組を積極的に推進するとともに、防災・安全教育を充実させることで、子どもたちが健やかな心と体を育み、レジリエンスを高め、たくましく生きる力を身につけることを目指します。

重点目標④

●夢をもち、社会の役に立とうとする田原の子の育成

現代社会においては、学校で習得した知識や技能を統合的に活用し、状況を的確に判断し、適切に対応していく力が不可欠です。また、予測不可能な課題に直面した際にも、諦めずに解決策を探究し、前向きに取り組む姿勢が求められます。そのため、子どもたちが生涯にわたって自己を成長させ続け、主体的に学び続ける姿勢を育むことが重要です。近年の教育では、子どもたちが社会とのつながりを意識し、主体的に社会に関わっていく力を育む主権者教育¹⁵やシティズンシップ教育¹⁶、将来の生き方や働くことへの意識を高めるキャリア教育が重視されています。これは、子どもたちが社会の一員としての自覚をもち、自己実現に向けて主体的に行動するための基盤を築く上で不可欠な取組です。そこで、田原市では、主権者教育やシティズンシップ教育を推進し、子どもたちが社会の出来事に関心をもち、自らの意見を発信する力を育みます。



また、職場体験や社会で活躍する人々との交流を通して、子どもたちが多様な職業観や生き方を学び、自身の将来を主体的に考えるキャリア教育を充実させます。これらの取組を通して、子どもたちが夢や希望をもち、自己を高めるとともに、社会や人々のために貢献しようとする意欲を育み、持続可能な社会の創り手として未来を切り拓く力の育成を目指します。

●スローガンをもとに、学校が「目指す学校の姿」を示します。

【目指す学校の姿】

⑤ 未来を生き抜く主体性と協働性をもった田原の子を育てる学校

⑥ 家庭・地域と共に田原の子を育てる学校

●「目指す学校の姿」を実現するための重点目標を示します。

重点目標⑤

● 未来を生き抜く主体性と協働性をもった田原の子を育てる学校の実現

予測困難で変化の激しい未来を主体的に生き抜くためには、様々な活動に積極性をもって真摯に取り組み、やり抜く粘り強さが必要です。加えて、子どもたちが自ら課題を発見し、失敗を恐れずに試行錯誤しながら解決策を探究する主体性を育むことが不可欠です。さらに、現代社会においては、一人で解決できない複雑な問題が増えており、多様な人々と協力して課題に取り組む協働の重要性がますます高まっています。異なる視点や知識をもつ人々が協力し合うことで、より創造的で効果的な解決策が生まれるだけでなく、互いの学びを深め、より大きな成果を達成することができます。そこで、田原市では、子どもたちの主体的な学びを最大限に引き出す学校組織と環境を整備し、子どもたちが学校行事や委員会活動などに主体的に参画できる学校づくりを推進します。



計画の策定にめたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

重点目標⑥

● 家庭・地域と共に田原の子を育てる学校の実現

現代の学校教育においては、多様な学習活動、他者との協働、実体験の重要性が増しています。同時に、子どもや学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校が単独で対応できる課題は限られています。このような状況を踏まえ、学校の教育活動を円滑に進め、多様な課題に対応するためには、家庭、地域社会、専門機関など、様々な立場の人々が連携し、「チーム学校」として協働していくことが不可欠です。そこで、田原市では、目指す子どもたちの育成を実現するために、これまで以上にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を構築していきます。





ふるさとに学び 人が輝く 田原の人づくり

ふるさと田原の学校で

笑顔いっぱい子どもも輝く

～ウェルビーイングを高めながら、未来を切り拓き、生き生きと輝く子どもの育成～

1

ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ
田原の子の育成

2

自他を思いやる心を持ち、共に支え合う
田原の子の育成

3

心身ともに健やかで、たくましく生きる
田原の子の育成

4

夢をもち、社会の役に立つこととする
田原の子の育成

5 未来を生き抜く主体性と協働性をもった
田原の子を育てる学校の実現

6 家庭・地域と共に田原の子を育てる学校の実現

家庭

地域

計画の策定にあたって

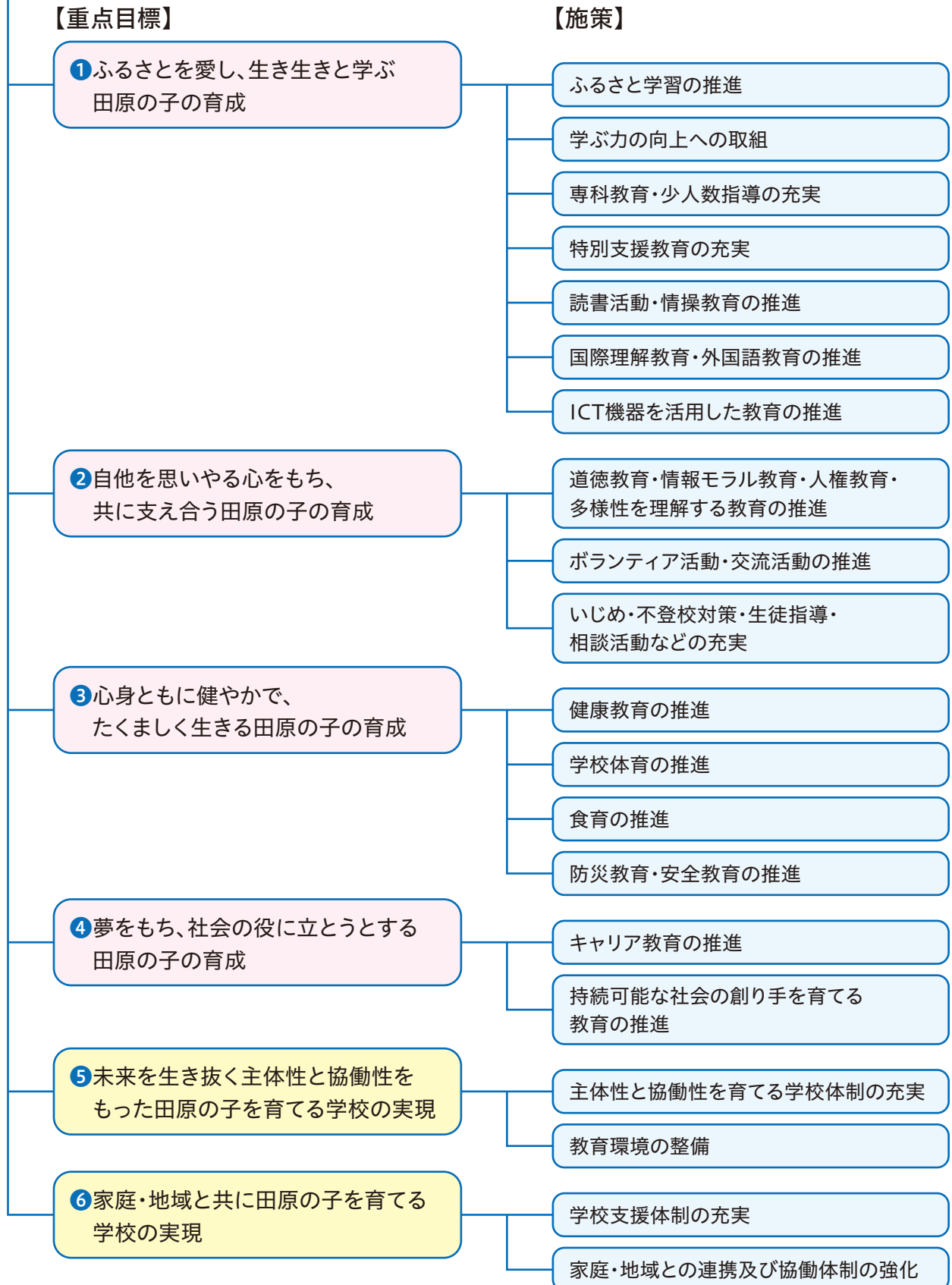
目指す方向性

具体的な取組

参考資料

【スローガン】

ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子ども 輝く



計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

第3章

具体的な取組


1 ふるさとを愛し、生き生きと学ぶ田原の子の育成のために

施策1-1 ふるさと学習の推進

施策の概要

田原市の豊かな自然、特色ある産業、歴史、そして脈々と受け継がれてきた伝統文化などを積極的に教育活動に取り入れた「ふるさと学習」を推進します。ふるさと学習では、単に知識を学ぶだけでなく、子どもたちが地域の人々との交流や地域行事への参加など、地域社会と直接的に関わる活動を重視します。自ら見て、聞いて、触れて、感じる中で、子どもたちの「主体的に考え、判断し、生き生きと行動する力」を育成します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★全小中学校の生活科、総合的な学習の時間、特別活動などでの「ふるさと学習」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ふるさと学習」を推進し、様々な場面で地域を題材にした学習を行います。 ●コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、ふるさと学習が持続可能な取組となるように、学校と地域との関係を強化します。 ●へき地校¹⁷や複式学級¹⁸、小規模学級のある学校どうしで交流行事やオンライン交流活動を実施するなど、特色ある教育活動を推進します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★小学校社会科副読本¹⁹を活用した学習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校3・4年生で、地域の「ひと、もの、こと」を題材にした小学校社会科副読本を基に学習を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 継続して活用。毎年小改訂。</p> <p>◆後期(R11～R12) 教科書改訂に伴って全面改訂。</p>

計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

施策1-2 学ぶ力の向上への取組

施策の概要

田原市では、「子どもたちが主体的に学ぶ力」を育むため、「基礎基本の確実な定着」「課題解決に向けた探究的な学び」「多様な他者との協働的な学び」「実体験に基づいた深い学び」を重視した授業を目指し、教員の指導力向上のための研修を充実させていきます。また、「誰一人取り残されない学び」の実現に向け、ICT機器を意図的かつ効果的に利活用した「個別最適な学び」や、グループワークなどを通して多様な意見に触れ、学びを深める「協働的な学び」を一体的に取り入れた、新たな授業スタイルを積極的に実践していきます。これらの取組により、子どもたちが主体的に学びに向かう姿勢を育成します。




計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★現職研修事業²⁰の充実</p> <p>★OJT²¹の推進</p> <p>★研究指定校による研究発表会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校での授業研究²²や専門的な学びを深める研修会を活発に行うとともに、研究指定校推進事業²³(3校)、教育課題研究指定事業²⁴(2校)の成果を市内の学校に広めることで、全教員の授業力向上を目指します。 ●異なる世代の教員同士が互いに学び合い、助け合うことで、教員としての資質向上と教員一人一人の負担軽減を目指します。 	<p>◎(R8～R12)</p> <p>全小中学校で実施。取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「個別最適な学び」「協働的な学び」など、教員がファシリテーター²⁵となる「子どもたちが主体的に学ぶ授業づくり」を目指します。 ●教員がICT機器を意図的かつ効果的に利活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた授業スタイルを実践します。 	

施策1-3 専科教育・少人数指導の充実

施策の概要

子どもたちの学習意欲を高めるため、それぞれの教科の専門性を活かした専科教育を行います。これにより、各教科の面白さや奥深さをより効果的に伝え、子どもの知的好奇心を刺激し、主体的な学びへと繋げます。また、学級規模が大きい場合や、特別な支援を必要とする子どもたちが多く在籍する学級においては、一人一人のニーズに合わせたきめ細やかな指導を行うために、専科教員の加配や学習指導員の配置を行い、習熟度別指導やグループワークの導入など指導方法を工夫します。少人数指導の効果を最大限に引き出し、子どもたち一人一人に寄り添った質の高い教育を実践します。




主な取組と内容	今後の目標
<p>★専科教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専科教員による専科教育により、子どもたちの学習意欲を高めます。 	<p>◇前期(R8～R10) 配置を継続。 必要に応じて配置数の増加。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。 目的・意義を含めた配置を検討。</p>
<p>★日本語教育適応学級担当教員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語教育適応学級担当教員の配置により、日本語教育を必要とする子どもたち(外国籍児童生徒など)の授業支援を行います。 	
<p>★学びのみかた(非常勤講師)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学びのみかた(非常勤講師)の配置により、少人数指導²⁶やチーム・ティーチング²⁷など、きめ細かで充実した学習指導を行います。 	
<p>★学習指導員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導員の配置により、個別課題への対応体制を構築します。小学校の低学年児童を中心に個別に寄り添いながら、学習支援や生活支援を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を継続。 実施校の増加。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★複式学級や少人数学級のある小規模学校どうしの情報交換の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● へき地校や複式学級、小規模学級のある学校どうしで、へき地教育研究協議会を設置し、情報交換会を行うことで、少人数指導の充実を図ります。 	



施策1-4 特別支援教育の充実

施策の概要

特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人一人の特性や発達段階に応じた適切な支援ができるように、人的配置や関係機関との連携を強化します。また、教員全体の特別支援教育に関する理解と専門性を高めるため、研修機会を充実させ、最新の知識や実践的なノウハウを習得できるように、支援します。インクルーシブ教育²⁸を考慮し、子ども、保護者の意向に寄り添った特別支援教育を実践します。

主な取組と内容	今後の目標
<p>★ユニバーサルデザイン²⁹の授業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個々の特性に配慮したユニバーサルデザインの授業を推進し、分かる授業、理解して動くことのできる授業を目指します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。</p>
<p>★特別支援教育に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門家、特別支援教育に造詣の深い教員による研修を充実し、教員の特別支援教育に対する理解と実践力の向上を目指します。 ● 保育園、認定こども園³⁰、特別支援学校、高等学校など、関係機関と情報交換の場(つながりネットたはら)を設定し、継続した特別支援教育の実現を目指して連携強化を図ります。 ● インクルーシブ教育、2E教育³¹に関する理解と実践力の向上を目指します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で年1回以上実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★教育支援コーディネーター³²の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市教育サポートセンター³³に教育支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関と連携し、子ども個々の発達段階に応じた適切な支援ができるような体制を強化します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で配置を継続。</p>
<p>★個別の教育支援計画³⁴を活用した保護者や支援機関との連携の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の教育支援計画に基づき、家庭と支援機関(学校、保育園、認定こども園、療育機関など)での支援内容や関わり方を連携させることで、子どもの生活全般における一貫したサポートを実現し、支援の効果を最大化します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>

計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

施策1-5 読書活動・情操教育の推進

施策の概要

子どもたちが積極的に読書に親しみ、学校図書館を主体的に活用する力を育むため、読書意欲の喚起や図書館利用の促進に向けた様々な取組を推進します。また、音楽、美術、演劇など、多様な文化芸術に触れる機会を創出し、自ら表現・創作活動を行うことで、子どもたちの感性を豊かにし、創造性を育みます。

子どもたちの情操を育むために収穫・園芸体験を推進します。単なる栽培活動にとどまらず、生命尊重の精神、豊かな感性、忍耐力、達成感、食への感謝、そして自然との共生意識など、子どもたちが健やかに成長するために必要な多くの要素を育成します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★学校司書³⁵の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校司書を配置し、学校図書館の利用向上を図ります。 ● 図書館貸し出しシステムや移動図書館³⁶、学校電子図書館³⁷を活用し、本に親しむ機会を増やしたり、読書バリアフリー³⁸に対応したりします。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校で配置を継続。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的・意義を含めた配置検討。</p>
<p>★地域ボランティアや図書委員による読み聞かせ活動、読書の時間の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 読み聞かせや朝読書の時間を設定し、本に親しむ活動の充実を図ります。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校でいずれかを実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。取組を評価。必要があれば改善し継続。</p>
<p>★小学校文化芸術鑑賞事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術鑑賞活動などを通して、子どもたちの豊かな感性と創造性の育成を目指します。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小学校で隔年実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★収穫・園芸体験、生き物飼育体験の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校園や花壇、飼育箱、水槽などを活用し、作物や花、生き物を育てる体験活動を実施し、感性を育みます。 	<p>◎(R8～R12) 全小学校でいずれかを実施。</p>

計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

施策1-6 国際理解教育・外国語教育の推進

施策の概要

グローバル化が加速する現代では、国際的な視野と多様な文化を理解する力が不可欠です。このため、国際理解教育では、子どもたちが様々な国の文化に触れる機会を積極的に創出します。また、外国語教育においては、「聞く・話す」といった実践的なコミュニケーション能力の育成を重視します。子どもたちが外国語を使い、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度を育むため、体験的な学習や異文化理解を深める活動を取り入れながら、外国語教育を一層充実します。



計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★ALT³⁹の配置</p> <p>★英語専科教員⁴⁰の配置(小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ALTを配置し、全小中学校に巡回派遣します。本物の外国の文化や言語に触れる機会を増やすことで外国語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度の育成を目指します。 ● 英語専科教員を配置し、英語教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇前期(R8~R10) 配置を継続。 配置数の増加。 ◆後期(R11~R12) 取組を評価。目的・意義を含めた配置を検討。
<p>★国際交流の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オンライン機器を活用し、海外の同年代の児童生徒と交流できる場を設定します。異文化理解を深めたり、英会話の実践力を育成したりすることを目指します。 ● アメリカのケンタッキー州にあるジョージタウン市(姉妹都市)、インディアナ州にあるプリンストン市(友好都市)などとの交流活動を推進し、グローバルに活躍する人材の育成を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇前期(R8~R10) 取組を継続。 ◆後期(R11~R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。
<p>★AI搭載の対話型英会話アプリケーション活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AIによるリアルタイムフィードバックなどを活用し、スピーキング能力とリスニング能力を向上させます。繰り返し、自分のペースで練習することにより、英語で自信をもってコミュニケーションできる能力の育成を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇前期(R8~R10) 全中学校に導入。 活用の推進。 ◆後期(R11~R12) 全中学校で活用。

施策1-7 ICT機器を活用した教育の推進

施策の概要

授業の中でICT機器を利活用し、意見や感想の比較、共有、グループ化の学習を意図的かつ効果的に行います。ICT機器を鉛筆やノートといった文房具と同じように活用することで、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を一体的に進めます。ICT機器の活用を増やし、子どもが主体的に学びを深める授業の実現を目指します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★一人一台端末(タブレット)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全学年、あらゆる教科で日常的にタブレットを活用し、授業の目的を達成するための支援ツールとしての活用を目指します。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で週3日以上使用。</p>
<p>★デジタル教科書の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●デジタル教科書を効果的に活用し、学習環境の個別最適化(拡大表示や音声読み上げ機能などによる学習サポート)、教材の多様性(動画へのリンクなど)による学びの深化、学習意欲の向上を図ります。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で活用率70%以上。</p>
<p>★AI搭載デジタルドリルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個々の学びの到達度に沿って学習できるAI搭載デジタルドリルを活用し個別最適な学びを実現します。 	
<p>★プログラミング教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プログラミング的思考(物事を順序立てて論理的に考えること)を学ぶことで、予測できない変化にも対応できる「論理的思考力」「問題解決力」「創造力」などの育成を目指します。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で年1回以上実施。</p>
<p>★協働学習支援ツールの活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●協働学習支援ツールの活用を推進し、協働的な学びを実践することで「主体的・対話的で深い学び」を実現します。 	<p>◇前期(R8~R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。 活用を検討。</p>
<p>★生成AIの活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生成AIのメリット、デメリットを理解し、有効に活用できる情報活用能力の育成を目指します。 	<p>◆後期(R11~R12) 全小中学校で活用。</p>



2 自他を思いやる心を持ち、共に支え合う田原の子の育成のために

施策2-1 道徳教育・情報モラル教育・人権教育・多様性を理解する教育の推進

施策の概要

他者を尊重し、社会の一員として責任ある行動をとるための道徳性や規範

意識を高めるため、質の高い道徳教育を実践していきます。また、近年のSNSを介したいじめや犯罪の深刻化を受け、情報モラルを高めます。全ての人々が尊重され、多様な価値観が認められる社会の実現に向けて、人権尊重の精神を育みます。また、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、一人一人を大切にした教育活動を実践します。さらに、多様性を理解するための教育の推進を通して、子どもたちが安心・安全な学校生活を送るとともに、他者を思いやり、共に生きる力を育みます。



計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★道徳教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「特別の教科 道徳」の授業に生き方(ウェルビーイングの向上)について考えることを大切にされた授業を取り入れます。また、道徳教育と体験活動の関連を図った指導を行います。 ●地域の人や保護者に道徳の授業を公開し、家庭や地域と連携して、子どもたちの心を育てる指導を行います。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で実施。 年1回以上授業公開。</p>
<p>★情報モラル教育⁴¹の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●情報モラル教育として、一人一台端末や携帯端末などの適切な使い方や情報モラルに関する講習会や研修、情報モラル教材の活用を通して、子どもたちや保護者への啓発を行います。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★人権教育の実施</p> <p>★多様性を理解する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員⁴²、田原人権ファンクション委員会⁴³などの協力を得て、人権に関する教育を行う機会を増やし人権意識の向上や多様性への理解を図ります。 	<p>◎(R8~R12) 人権週間を中心に、全小中学校で実施。</p>
<p>★命の大切さを学ぶ教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●命の大切さについて学ぶ機会を増やします。 ●人間は、生き物の命をもらって生きていることを学び、命を大切にする気持ちの育成を目指します。 	<p>◎(R8~R12) 全小中学校で実施。</p>

施策2-2 ボランティア活動・交流活動の推進

施策の概要

子どもたちが他者の立場を理解し、助け合う心を育むため、「ボランティア活動」や「福祉活動」、「異なる年齢や学校種の子どもたちとの交流活動」を積極的に推進します。また、異なる学校種(例えば、小学校と中学校)の子どもたちの交流を通して、新たな人間関係を築き、それぞれの学校生活への理解を深めます。これらの交流活動を通して、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育み、豊かな心を培うとともに、学校生活全体における「ウェルビーイング」の向上を目指します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★福祉体験・ボランティア活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉体験(福祉実践教室⁴⁴や福祉施設訪問)、地域ボランティア活動への参加など、人と関わる活動を推進して、他を思いやり、共に支え合う心を育てます。また、人や社会の役に立つことを行い、やりがいを感じることで自己肯定感や自己有用感を高めます。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校の70%以上で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。</p>
<p>★異年齢・異校種交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各学校での縦割り班活動⁴⁵や合同社会見学などの異年齢と関わる活動を推進することで、他を思いやる気持ちや、他と協力して行動することの大切さを学びます。 ●保育園や認定こども園との交流活動(保育園・認定こども園・小学校合同運動会や中学生の保育実習など)や高等学校との交流活動(スマイル活動など)を推進して、共に支え合う心の育成を目指します。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校の70%以上で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。</p>



施策2-3 いじめ・不登校対策・生徒指導・相談活動などの充実

施策の概要


田原市教育サポートセンターの機能を強化し、スクールカウンセラー(SC)⁴⁶やスクールソーシャルワーカー(SSW)⁴⁷の配置を充実させることにより、複雑化する様々な問題に対応できる体制を強化します。また、問題が深刻化する前の予防的な取組を重視します。普段から子どもたちの悩みや不安を受け止める相談活動を積極的に行い、定期的なアンケートなどを実施することで、問題を早期に発見し、早期に適切な対策を講じる体制を構築します。これにより、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように支援します。

計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★いじめ・不登校に関する研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや不登校、生徒指導、教育相談に関する教員の研修を充実し、教員が様々な問題に対応できる能力を高め、教員の質の向上を目指します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で年1回以上実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★いじめ・不登校防止への積極的な予防的取組と早期発見の体制の整備</p> <p>★いじめ問題への迅速で、組織的な対応ができる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや不登校傾向の早期発見のために、アンケートの実施、定期的な教育相談、タブレット端末による心の健康観察などを積極的に行います。 相談電話、メールの紹介、相談手紙BOXの設置などにより、いじめや悩みなどについて、いつでも相談できる体制を整備します。 家庭や地域と連携した取組を行います。いじめが起きたときに、迅速で組織的に対応できる体制を強化します。 全中学校でハイパーQU⁴⁸を行い、学年・学級経営に活用します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で整備。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★市教育サポートセンターに教育相談員⁴⁹、スクールカウンセラー(SC)の配置</p> <p>★全小中学校にスクールカウンセラー(SC)の巡回派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校で悩む子どもたちや保護者への支援を行います。市教育サポートセンターの教育相談員やスクールカウンセラー(SC)による相談活動を推進します。また、スクールカウンセラー(SC)を全小中学校に巡回派遣し心のケア、相談体制の充実を図ります。 	<p>◎(R8～R12) 配置を継続。 配置数の増加。 スクールカウンセラー(SC)を全小中学校に派遣。 全中学校の校内教育支援センターに支援員を配置。</p>
<p>★スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、子どもを取り巻く環境(家庭環境など)に起因する、困難な問題に学校とスクールソーシャルワーカー(SSW)が連携して対応します。 	
<p>★市教育支援ルームの運営員、校内教育支援センターの支援員⁵⁰の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育サポートセンターの教育支援ルームに運営員、学習指導員を配置します。そして、各中学校の校内教育支援センターにも支援員を配置します。不登校児童生徒の第3の居場所を確保し、生活や学習への支援を行います。 	

3 心身ともに健やかで、たくましく生きる田原の子の育成のために

施策3-1 健康教育の推進

施策の概要

健康教育は、生涯にわたる健康の土台を築く上で重要です。適切な生活習慣を実践的に身につけることで、将来の生活習慣病の予防や精神的な健康の維持につながります。

また、病気や体の仕組み、心の健康を維持する方法について正しく学ぶことで、自ら健康を管理・選択する能力を育み、社会生活を円滑に送るための心身の基盤を確立します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★生活リズムの確立に焦点を当てた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭と連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活リズムの確立に焦点を当てた取組(啓発活動)を行います。基本的な生活習慣を身につけることを目指します。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★学校保健委員会⁵¹、薬物乱用防止教室⁵²などの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校医や学校歯科医、学校薬剤師との連携を図り、学校保健委員会、薬物乱用防止教室などを行い、健康について考える機会をもつ取組を行います。(がん教育も含む) 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★メンタルヘルス教育⁵³の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感情のコントロールやストレスマネジメント、アンガーマネジメント⁵⁴などを学ぶ授業(外部講師を招いた講演会、集会)を行い、心の健康を維持するためのスキルを身につけます。 ●自殺予防教育⁵⁵を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★レジリエンス教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●困難やストレスに直面した際に役立つセルフケアの方法、他者との建設的な関わり方、ポジティブな心の持ち方を学ぶ授業を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★包括的性教育⁵⁶の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●心身ともに健康で安全な生活を送るために、性に関する正確な知識と適切な判断力を体系的に学ぶことを目指します。単なる生物学的な知識に留まらず、人間の発達、身体理解、人間関係、ジェンダー平等など、性の多様性、人権、そして性暴力の防止といった多岐にわたる側面を総合的に扱います。 	

施策3-2 学校体育の推進

施策の概要

生涯にわたり健康で活動的な生活を送るために、子どもの頃から運動に親しみ、体を動かす楽しさを体験する機会を多く設けていきます。子どもたちの体力向上を図るとともに、将来にわたって運動を継続する意欲を育む活動を推進し、「運動好きな子ども」を育成します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★体力向上に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 体育の授業や業間体育、学校行事、休み時間に運動量を確保する方法を工夫することで、子どもたちの体力向上に努めます。 ● 子どもが楽しみながら体を動かす習慣を身につけられるように、支援します。 ● 新体力テストを実施し、その結果を分析して得た資料を体力向上のために役立てます。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★地域、行政との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ集会やニュースポーツ⁵⁷を取り入れた活動に地域の人を講師として招聘したり、「市政ほーもん講座⁵⁸」の「スポーツ健康講座」を活用したりして、様々な運動やスポーツに触れる機会を提供し、運動好きな子どもたちの育成を目指します。 	<p>◇前期(R8～R10) 連携を推奨。実施校の増加。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校の30%以上で実施。取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★民間スポーツ教室との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水泳授業を民間のスイミングスクールに委託します。専門コーチの指導を受けることで、子どもたちの水泳技術の向上を図ります。 	

計画の策定にわたって

目指す方向性


具体的な取組

参考資料

施策3-3 食育の推進

施策の概要

「食」に関する知識と選択する力を習得し、バランスの良い食生活を送るための食育⁵⁹を推進します。健康的な生活を送るための基盤づくりを目指します。

主な取組と内容	今後の目標
<p>★地域の食材や給食を活用した食育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと学習や学校給食と関連を深めながら、食育の推進を図ります。 ●「郷土食を取り入れた献立」を採用するなど、地域の食材を活かした食育の取組を行います。 ●「愛知を食べる学校給食の日」の設定などの栄養教諭⁶⁰による食育の取組を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 全小中学校で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>

施策3-4 防災教育・安全教育の推進

施策の概要

学校や地域の特性、そして過去の災害事例や身近な危険などを具体的に取り上げ、現実と結びつけた取組を推進することで、子どもたちの防災・安全意識を高めます。知識の伝達だけでなく、災害時や事件・事故発生時に自ら考え、判断し、行動できる実践的な力を育成します。また、地域社会と連携し、避難訓練や防災に関するイベントなどに参加することで、子どもたちが自らの安全を守るだけでなく、地域社会の一員として助け合う意識を育みます。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適宜、防災マニュアルの見直しを行い、それに則した避難訓練を実施することで、防災を自分事として考えられるようにします。 ●学校の実態に合わせて、総合的な学習の時間や社会科の授業で、避難所宿泊体験⁶¹や防災講座、耐震出前講座などを行います。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★安全教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通安全教室、自転車教室などの活動を行い、交通安全の意識を高めます。 ●不審者対応の避難訓練や防犯教室を実施し、自分の命を守る意識を高めます。 	

4 夢をもち、社会の役に立とうとする田原の子の育成のために

施策4-1 キャリア教育の推進

施策の概要

将来の生き方や働くことについて主体的に考える力を育むキャリア

教育では、地域で活躍する様々な職業の方々の協力を得たり、学校全体で組織的な取組を展開したりします。子どもたちが多様な働き方や生き方に触れ、自身の将来について考える機会を積極的に増やします。また、単に職業や生き方に関する知識を教えるだけでなく、子どもたちが自己理解を深め、社会との関わりの中で自身の役割を見つけられるように支援することで、主体的にキャリアを形成していく力を育成します。



計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★キャリア教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校から高等学校までの12年間の記録を1冊に綴じ込むキャリア・パスポート⁶²を活用し、生活や体験を振り返ることで、自己の変容や成長を可視化し、将来の生き方について考えるキャリア教育を行います。 ● アントレプレナーシップ教育などの起業体験や各種出前講座の受講を通して、チャレンジ精神や情報収集力・分析力、判断力、企画力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、リーダーシップ能力などの育成を目指します。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★キャリア教育推進事業⁶³の実施</p> <p>★職場体験⁶⁴の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育推進事業を行い、職場体験や生き方講演会などのキャリア教育に関する活動を充実させます。 ● 職場体験を通じて、子どもたちが地域の事業所やそこで働く人と関わることで、より良い勤労観や職業観の育成を目指します。 ● 将来、地域の担い手として活躍しようと思う気持ちを高めます。 	<p>◇前期(R8～R10) 全中学校で実施。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★異校種間連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校がキャリア教育における「指導の継続性」や「子ども理解」について協議する情報交換を行います。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で実施。</p>





計画の策定にあたって

目指す方向性

施策4-2 持続可能な社会の創り手を育てる教育の推進

施策の概要

主権者教育やシティズンシップ教育を推進していくことで、社会の仕組みや自分たちの権利・責任の理解を深め、未来の「持続可能な社会の創り手」としての当事者意識の向上を目指します。早い段階から民主的な意思決定のプロセスに触れることで、他者と協力しながら社会課題を考え、解決策を模索する力を育成します。持続可能な社会の実現に向けた第一歩として、子どもたちが社会の仕組みを学び、自らの考えを表現し、他者の意見を尊重する姿勢を身につけることを重視します。



具体的な取組

参考資料

主な取組と内容	今後の目標
<p>★民主的意思決定を尊重する学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校生活の改善や行事の企画などを通じて、民主的な意思決定のプロセスを学びます。学級・学年活動、委員会活動などでの意思決定の際、対話を重ねたり、他者と協力しながら解決策を模索したりすることで、主権者としての意識を高める取組を行います。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★社会の一員としての自覚を育成する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会の課題を自分の問題として捉える主権者教育やシティズンシップ教育を行い、社会の一員として責任を果たす自覚の育成を目指します。 	

5 未来を生き抜く主体性と協働性をもった田原の子を育てる学校の実現のために

施策5-1 主体性と協働性を育てる学校体制の充実

施策の概要

現代社会は、VUCA(「Volatility(変動性)」「Uncertainty(不確実性)」「Complexity(複雑性)」「Ambiguity(曖昧性)」の時代と言われています。変化が激しく、予測困難な状況の未来を生き抜くために、主体性と協働性を兼ね備えた子どもたちの育成を目指します。そのために、学校全体で、「子どもたちが自ら考え、判断し、行動できる力を養う場と機会」を多く設けていきます。学校体制や指導環境を見直し、工夫することで、子どもたちの主体性を引き出し、協働性を育む学校づくりを目指します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★探究的な学びの場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 画一的な指導ではなく、子どもたちが自分の興味や関心に基づいて学べる機会を提供します。実社会の課題を自分ごととして捉え、解決に向けて学ぶ機会を増やします。また、協働性を高めることで多様な価値観に触れ、自分自身の考えを深める場を設けます。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。 先進的な学校の取組を共有。</p>
<p>★委員会による集会活動、学校行事などを通じた主体的活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会による集会活動や学校行事の企画・運営を子どもたち自身が主体的に行い、民主的な合意形成の上、自分たちで学校をより良くすることができる実践経験を積みます。 	<p>◆後期(R11～R12) 全小中学校で実施。 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>
<p>★問題解決能力の育成を意識した指導・支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが問題に直面した時、その問題に向き合い、自ら解決策を考え、試行錯誤しながら行動することを促す指導・支援体制を構築します。各学校にて、指導・支援方法の共通理解を図り、全教員が子どもたちの自立支援を意識した一貫性のある指導を行います。 	

計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組


参考資料

施策5-2 教育環境の整備

施策の概要

子どもたちの主体性と協働性を育てる学校を実現するためには、子どもたちが安心して様々な活動に挑戦し、これらの力を発揮できる環境を整備することが大切です。そこで、施設とICT環境の両面で環境整備を進めます。まず、施設面では老朽化した校舎や体育館の改修、バリアフリー化の推進などを行うことで、物理的な安全性を高め、安心・安全・快適な学習空間を創出します。また、高速大容量の通信ネットワークの構築、学習用端末の整備を進め、ICT環境を充実させます。デジタル技術を活用した教育は、子どもたちの探究心や創造性を刺激し、未来を生き抜くために必要な主体性と協働性を育む教育を可能にします。これらの環境整備を通じて、未来を生き抜く主体性と協働性をもった子を育てる強固な土台を築きます。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★小中学校施設更新計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設や遊具の老朽化への対応や地震、台風などの災害対策、防犯対策のカメラの設置、全照明のLED化など、危険性や必要性の高い箇所から順次安全対策を進めます。 	<p>◎(R8～R12) 全小中学校で必要性の高い箇所から順次実施。</p>
<p>★快適な学習・生活環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化やトイレの洋式化、バリアフリースイールの設置など、快適な学習・生活環境の整備を必要性の高い箇所から順次進めます。 ●高速大容量の通信ネットワークの構築や学習用端末の整備、個別最適な学びや協働的な学びを実現するソフトウェアの拡充を進めます。 	
<p>★緑豊かな環境の整備・補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校園、樹木、花壇など、緑豊かな環境の整備を行います。 	
<p>★学校規模の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小学校の規模適正化の議論を進めていきます。 	<p>◎(R8～R12) 協議を継続。</p>

6 家庭・地域と共に田原の子を育てる学校の実現のために

施策6-1 学校支援体制の充実

施策の概要

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校教育だけでなく、家庭での愛情、地域の人々との交流など、様々な要素を重視します。地域全体で子どもたちの成長を支援し、子どもたちが安心して、自分らしく成長できる環境を整えることで、教育活動や生徒指導などにおいて地域の人の協力や支援が得られる学校体制を構築していきます。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★スクールサポーター(SS)⁶⁵の配置</p> <p>★学校ボランティア体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人が子どもたちの学習支援をする体制をつくります。 ● 授業や行事、生徒指導などに、地域の人々の協力が得られる体制をつくります。(スクールサポーター(SS)、学校ボランティアなど) 	<p>◇前期(R8～R10) 配置を継続。 配置数の増加。 学校ボランティア数の増加。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。目的・意義を含めた配置検討。</p>
<p>★部活動指導員⁶⁶の配置</p> <p>★部活動の地域展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 部活動指導員を配置し、地域の人が平日の各種スポーツや文化活動の指導・支援を行う体制をつくります。 ● 休日の部活動の廃止に伴い、活動の場を地域クラブへと展開することで、スポーツや文化活動へ参加する機会を支援します。 	
<p>★地域未来塾⁶⁷の設置(中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携し、子どもたちの放課後の活動を充実させるため、地域の教育力を活用します。(地域未来塾) 	<p>◇前期(R8～R10) 設置を継続。講師を全中学校に2名以上配置。</p> <p>◆後期(R11～R12) 取組を評価。必要があれば改善し継続。</p>
<p>★シニアと子どもたちのふれ合い事業の推進(小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● シニア世代が子どもたちとふれ合う活動を行い、学校を支援する体制をつくるとともに、地域のシニアが生きがいをもてる機会とします。 	<p>◇前期(R8～R10) 取組を推奨。先進的な学校の取組を共有。</p> <p>◆後期(R11～R12) 全小学校で実施。取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。</p>



計画の策定にめたつて

目指す方向性

具体的な取組


参考資料

施策6-2 家庭・地域との連携及び協働体制の強化

施策の概要

学校教育の質の向上、子どもたちの成長の多角的な支援、地域社会全体の活性化を目指して、家庭や地域社会との連携及び協働を重視します。地域の人や保護者が学校運営や教育活動に積極的に参加し、地域、家庭、学校が一体となって子どもたちを育てる体制を構築します。



主な取組と内容	今後の目標
<p>★全小中学校でコミュニティ・スクールの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営協議会を設置し、学校評価⁶⁸を活かした学校経営方針の改善に努めます。学校運営協議会では、保護者や地域の人が学校運営に参画する仕組みづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 前期(R8～R10) 設置校の拡大。 ◆ 後期(R11～R12) 全小中学校に設置。
<p>★コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校行事などに地域の人が参加したり、運営に参画したりする機会を積極的に設けます。 ● 学校と地域のつなぎ役となる地域学校協働活動推進員⁶⁹を配置し、学校と地域が課題やビジョンを共有し、相互に連携・協働して活動を展開していきます。 ● 学校評価を通じて、学校と家庭・地域との間で意見交換や対話を促進し、協働してより良い学校づくりを進めるための基盤を築きます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 前期(R8～R10) 取組推奨。先進的な学校の取組を共有。 ◆ 後期(R11～R12) 全小中学校の3分の2以上に地域学校協働活動推進員を配置。取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。
<p>★県民の日学校ホリデー⁷⁰の設定とラーケーション⁷¹の日の取得の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県民の日学校ホリデーの設定やラーケーションの日の取得により、家庭での主体的な学び、体験的な学びを応援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 前期(R8～R10) 取組を継続、拡大。 ◆ 後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば改善し継続。
<p>★渥美半島アクションウィークの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渥美半島アクションウィーク(テレビ、ゲーム、スマートフォンなどから離れ、家族のふれ合いや家族の団らんの時間を取る週間)を年2回設定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 前期(R8～R10) 取組を継続。 ◆ 後期(R11～R12) 取組を評価。目的と内容を見直し、必要があれば内容を改善し継続。

計画の策定にあたって

目指す方向性

具体的な取組

参考資料

参考資料 用語説明

No.	用語	説明
1	グローバル化	国や地域の枠を超えて、人、物、情報、資本などが活発に移動し、世界がより一体化していく現象のこと。経済活動だけでなく、文化や社会にも広範な影響を与えている。
2	生成AI	学習データから新しいコンテンツやアイデアを生み出すAIのこと。テキスト、画像、音楽、動画など、さまざまな種類のコンテンツを生成できる。従来のAIが既存データの分析や予測を行うのに対し、生成AIは全く新しいものを創造できる点が特徴。
3	ICT	Information and Communication Technologyの略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
4	こども基本法	2023年4月に施行された子ども施策を総合的に推進することに関する日本の法律。全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指している。
5	ふるさと学習	地域がもつ自然、歴史、文化、産業などの教育資源を活用し、学習者自身が住んでいる地域について深く知り、愛着や誇りをもつことを目的とした学習。地域の課題解決や活性化に貢献できる人材を育むことにもつながる。
6	学びのみかた(非常勤講師)	少人数指導や経験の浅い教員の指導力向上を目的に、田原市の小中学校に配置している非常勤講師。
7	学習指導員	学習や他の活動をきめ細やかに指導できるように、担任を補助する人。
8	チーム学校	文部科学省が推奨する教員だけでなく、多様な専門職が連携し、子どもたちを支援する学校組織の在り方。

No.	用語	説明
9	ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的にも良好な状態にあることを指す概念で幸福や満たされた状態を意味する。日本語では「幸福」といった言葉で表現されることもある。
10	レジリエンス	日本語で「回復力」「復元力」「弾力性」などと訳される言葉。困難や逆境に直面した際に、それを乗り越えて適応していく心理的な能力や過程を指す。
11	キャリア教育	子どもが自らの力で生き方を選択できるよう、必要な能力や態度を育成する教育。具体的には、社会の一員としての役割を果たすための能力、自己の個性や才能を最大限に発揮できる能力、そして、自立して生きていくための能力を育成することを指す。
12	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら地域とともにある学校づくりを進める仕組み。地域の人や保護者、教育委員会、校長などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営や教育活動に関する意見を述べたりする。
13	学校運営協議会	地域の保護者や住民などが学校運営に参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの育成に取り組むための仕組み。
14	地域学校協働活動	学校と地域が連携・協働して、子どもたちの成長を地域全体で支える活動。地域住民や団体、企業などが参画し、学校を核として地域づくりを推進することを目指す。
15	主権者教育	社会や政治の仕組みについて必要な知識を習得するだけでなく、社会の担い手として、課題を「自分ごと」としてとらえ、主体的に社会に参画していく態度を養うための教育のこと。
16	シティズンシップ教育	社会の一員として、自立した市民として主体的に社会に関わることができる知識、スキル、価値観を身につけるための教育のこと。
17	へき地校	交通条件や自然的、経済的、文化的な条件に恵まれない山間地や離島などに位置する公立の小学校、中学校、義務教育学校などを指す。

No.	用語	説明
18	複式学級	児童や生徒の数が少ない場合に、2つ以上の異なる学年の児童生徒を1つの学級として編制する形態のこと。少人数で、教員が各学年を交互に指導する方法が一般的。
19	小学校社会科副読本	小学校3、4年生が、社会科の授業で、地域を題材として学習を行う際に利用する教材本。
20	現職研修事業	学校の教員が、授業研究や教育に関する様々な研修を通して、自己の指導力を向上させるための取組。
21	OJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング)	職場内における教育・育成手法で、先輩教員が後輩教員に業務を通じて知識や技能を教えることを指す。実際に業務をこなすことで、業務に必要なスキルやノウハウを習得していく方法。
22	授業研究	実際の授業の実践を通して、指導法の工夫や改善を研究する取組。
23	研究指定校推進事業	田原市教育委員会の委嘱を受けた学校が、3年間、学習指導についての調査研究を行う。最終年に研究発表会を行い、研究結果及び成果を示す。
24	教育課題研究指定事業	田原市教育委員会の委嘱を受けた学校が、2年間、学校が取り組む教育課題を設定し、その調査研究を行う。最終年に研究発表会を行い、研究結果及び成果を示す。
25	ファシリテーター	授業において、知識や解決策を提示するのではなく、子どもがもつ経験値や知識、感情を尊重し、寄り添い、問いかけ、子ども自らが新たなアイデアや問題解決策を発見するのを手助けする役割をする人。
26	少人数指導	学級を少人数に分けて、授業を行うこと。分け方には様々な方法がある。

No.	用語	説明
27	チーム・ティーチング	複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら学級または小集団を指導する方式。
28	インクルーシブ教育	障害の有無、国籍、人種、性別などに関わらず、すべての人が同じ場で共に学び、成長できる教育のこと。多様なニーズをもつ子どもたちが、それぞれの個性を尊重されながら、共に学び合う環境を整えることを目指す。
29	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように、製品や環境などを設計すること。「バリアフリー」をさらに発展させた考え方で、単に障害物を排除するだけでなく、誰にとっても使いやすいデザインを目指す。
30	認定こども園	正式には「幼保連携型認定こども園」。認定こども園法の改正により、平成27年4月から「学校及び児童福祉施設として法的位置付けをもつ単一の施設」として新たに創設されたもの。
31	2E教育	才能と発達障害を併せもつ「2Eの子」(Twice-Exceptional)の教育支援を指す。才能を伸ばし、障害による困難を補うための個別的な指導・支援。
32	教育支援コーディネーター	保育園・認定こども園、小中学校の円滑な接続を図るために、教育現場の問題や課題をとらえ、子どもへの支援のあり方を考える人。
33	教育サポートセンター	学校、家庭、地域や関係機関と連携し、教育の充実を総合的にサポートする組織で、ふるさと教育センター内に設置されている。
34	個別の教育支援計画	障害のある子どもや配慮を必要とする子どもに対し、自立した日常生活を送れるよう、きめ細やかな支援内容を具体的に定めた計画のこと。乳幼児期から卒業後までを見据えて、保護者や関係機関と連携して作成・実行される。
35	学校司書	学校図書館の利用指導支援や図書・資料などの整備、市図書館との連携などを行う人。

No.	用語	説明
36	移動図書館	本を積んだ車(移動図書館車)が学校を巡回して、図書の貸し出しや返却を行うサービス。
37	学校電子図書館	学校の図書館が所蔵する電子書籍やその他のデジタル資料を、インターネットを通じていつでもどこからでも利用できるサービス。
38	読書バリアフリー	障害の有無にかかわらず、誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、利用しやすい形式の本やサービスを整備すること。2019年に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき推進されている。
39	ALT	Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。小中学校などの外国語の授業で担当教員を補助する人。
40	専科教員	小学校において中学校の教科免許をもっている専門的に授業をする教員。
41	情報モラル教育	情報社会を健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度を育てる教育。小中学校では、SNSやインターネットを使う上での危険性やモラルを学ぶことが多い。
42	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権に関する相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間ボランティア。
43	田原人権ファンクション委員会	すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を願い活動しているNPO団体。
44	福祉実践教室	児童生徒が、点字・手話・車椅子・要約筆記・盲導犬・視覚障害者ガイドヘルプなど様々な器具や方法を体験することにより、障害者に対する正しい理解を深め、実践活動のきっかけとするための取組。

No.	用語	説明
45	縦割り班活動	異学年、異年齢でグループを組んで活動すること。
46	スクールカウンセラー(SC)	学校における生徒や教員、保護者などの心のケアを行う専門家。具体的には、いじめ、不登校、虐待など、学校で起こりうる心の悩みや問題に対して、心理学的な知識や技術を用いて相談や支援を行う。
47	スクールソーシャルワーカー(SSW)	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
48	ハイパー QU	児童生徒の学校生活における満足度や意欲、対人関係能力(ソーシャルスキル)を測定するための質問紙アンケート調査。
49	教育相談員	いじめや不登校などの解決のため、相談活動や児童生徒・保護者・学校への支援を行う人。
50	校内教育支援センター支援員	各中学校の校内にある教育支援センターで、子どもの自立支援にあたる人。
51	学校保健委員会	学校職員、学校三師(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)、教育委員会、保健所等が連携し、専門的な指導のもとに、PTAにも協力を要請して、子どもの生活全般にわたる保健安全活動の推進を図るための取組。
52	薬物乱用防止教室	薬物乱用を防止するため、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身につけさせるために警察などが実施している出前授業。
53	メンタルヘルス教育	自身の心の健康を維持・管理・増進するための教育のこと。

No.	用語	説明
54	アンガーマネジメント	怒りの感情を理解し、コントロールするための心理トレーニング。怒らないことを目的とするのではなく、怒る必要のあることは適切に怒り、怒る必要のないことは怒らなくて済むように、感情を上手く扱うためのスキルを身につけることを目指す。
55	自殺予防教育	子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにする教育のこと。SOSの出し方・受け止め方教室などがある。
56	包括的性教育	従来の身体や生殖の仕組みといった性教育の内容に加え、人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福など、より幅広いテーマを含む教育のこと。人権を基盤とし、個人のウェルビーイング(幸福)の実現を目指す点が特徴。
57	ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツで、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動。
58	市政ほーもん講座	市内の団体(地域組織・市民団体・事業所など)の依頼に応じて訪問し、健康づくりや防災、行政サービスなど、様々なテーマについて出前で講座を行う事業。
59	食育	健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、食について考える習慣や食に関する知識と食を選択する判断力を身につけるための教育のこと。
60	栄養教諭	学校における食育の指導の要としての役割を担う職。平成17年度に制度が開始された。一部の学校(本務校)に配置され、そこを拠点に市内全校の巡回指導を行っている。
61	避難所宿泊体験	災害の際に避難所となる市民館や学校の体育館に宿泊し、地域の人との協力を得て、災害時における避難所での生活体験を疑似的に行うことで、防災意識を高めようとする取組。
62	キャリア・パスポート	小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオのような記録ファイル。

No.	用語	説明
63	キャリア教育推進事業	中学校における組織的なキャリア教育の推進を行う取組。
64	職場体験	中学生が職場での勤労体験を通して、働くことの意義やすばらしさを実感するための取組。
65	スクールサポーター(SS)	専門的な知識や技能、豊富な経験をもつ人で、学校教育の支援にあたる人。
66	部活動指導員	校長の監督のもと、部活動の技術指導や大会への引率などを行うことを職務とする人。
67	地域未来塾	学習を頑張りたい中学生などを対象とした、地域の人との協力による原則無料の学習支援。
68	学校評価	より良い教育活動が行われるように、学校が学校としての目標や取組などの達成状況を明らかにして、その結果をもとに教員、保護者や地域の人、第三者などからの評価をしてもらうこと。学校運営の改善に活かすことが目的である。
69	地域学校協働活動推進員	教育委員会が委嘱する地域住民などで、地域と学校の連携・協働活動を推進するための専門家。学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の活動と連携し、学校と地域の間で連絡調整や情報共有を行い、地域住民などが学校活動へ参画するためのコーディネート役を担う。
70	県民の日学校ホリデー	愛知県が制定した「あいち県民の日」(11月27日)に合わせて、その前後の1週間「あいちウィーク」の期間中の金曜日を学校休業日とする制度。子どもたちが家族と一緒に地域の体験活動などを通して、愛知県への愛着や県民としての誇りを深めることを目的としており、保護者の有給休暇取得を促す側面もある。
71	ラーケーション	「学習(ラーニング)」と「休暇(バケーション)」を組み合わせた造語。平日に学校を休んで、保護者などと一緒に学校外で体験的な学びや活動を行う制度。この制度を利用することで、学校を欠席扱いにはならない。

田原市学校教育振興計画策定委員

【委員】

氏名	所属
大村 恵	愛知教育大学 特別教授
三竹 清一	田原市社会教育審議会 会長
吉口 昌宏	田原市立田原東部小学校 校長
清田 将之	田原市立赤羽根中学校 校長
河合 育子	愛知県立福江高等学校 校長
飯尾 元康	田原市小中学校PTA連絡協議会 副会長
渡曾 久美子	田原市小中学校PTA連絡協議会 家庭教育委員
高瀬 伸一郎	蔵王こども園 園長
小久保 英夫	田原市地域コミュニティ連合会 理事
是住 久美子	田原市教育委員会 教育部次長 兼 図書館館長
川口 崇	田原市教育委員会 教育総務課 課長
小久保 高	田原市教育委員会 生涯学習課 課長
鈴木 雅也	田原市教育委員会 スポーツ課 課長
河合 義弘	田原市こども健康部 子育て支援課 課長

【事務局】

氏名	所属
鈴木 和美	田原市教育委員会 学校教育課 課長
大羽 佳洋	田原市教育委員会 学校教育課 課長補佐 兼 係長
畠 薫	田原市教育委員会 学校教育課 係長
鵜飼 毅	田原市教育委員会 学校教育課 指導主事



田原市

田原市学校教育振興計画

2026—2030

令和8年3月発行

発行 田原市

企画・編集 田原市教育委員会 学校教育課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL 0531-23-3679

FAX 0531-22-3811